総務委員会資料

平成27年第1回定例会提出予定議案の説明

議案第3号 川崎市情報公開条例の一部を改正する条例 の制定について

資料 新旧対照表

平成 2 7 年 2 月 1 0 日 総 務 局

改正後 ○川崎市情報公開条例

平成13年3月29日条例第1号

第2章 公文書の開示

(公文書の開示義務)

- |第8条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次<mark>第8条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次</mark> の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録さ らない。
 - (1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除 く。) であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等に より特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合すること により、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。) 又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、な お個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報 を除く。

ア・イ (略)

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条 第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第 103号) 第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除 く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関 する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法 人等をいう。以下同じ。)の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年 法律第261号) 第2条に規定する地方公務員、地方独立行政法人(地方 独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方 独立行政法人をいう。以下同じ。)の役員及び職員並びに指定出資法 人(市が出資する法人であって市長が指定するものをいう。以下同じ。) 改正前

○川崎市情報公開条例

平成13年3月29日条例第1号

第2章 公文書の開示

(公文書の開示義務)

- の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録さ れている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければなれている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければな らない。
 - (1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除 く。) であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等に より特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合すること により、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。) 又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、な お個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報 を除く。

ア・イ (略)

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条 第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第 103号) 第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除 く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関 する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法 人等をいう。以下同じ。)の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年 法律第261号) 第2条に規定する地方公務員、地方独立行政法人(地方 独立行政法人法 (平成15年法律第118号) 第2条第1項に規定する地方 独立行政法人をいう。以下同じ。)の役員及び職員並びに指定出資法 人(市が出資する法人であって市長が指定するものをいう。以下同じ。)

改正後

の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務 の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、 氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分

工 (略)

 $(2)\sim(6)$ (略)

第5章 情報公開運営審議会

(情報公開運営審議会)

- 制度その他情報公開制度の適正かつ円滑な運営を統合的に推進するため、 川崎市情報公開運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。
- 2 審議会は、前項の目的を達成するため、次の事項を行う。
 - に応じ、調査審議すること。
 - (2) 個人情報保護条例によりその権限に属させられた事項を行うととも に、個人情報保護制度の運営に関する重要事項について、実施機関の諮問 問に応じ、調査審議すること。
 - の会議の公開制度の運営に関する重要事項について、審議会等が設置さ れている市長その他の執行機関の諮問に応じ、調査審議すること。
 - について、実施機関の諮問に応じ、調査審議すること。
 - (5) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関す る法律(平成25年法律第27号)第27条第1項に規定する評価書に関する 事項について、実施機関の諮問に応じ、調査審議すること。

改正前

の役員及び職員をいう。) である場合において、当該情報がその職務 の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、 氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分

工 (略)

 $(2) \sim (6)$ (略)

第5章 情報公開運営審議会

(情報公開運営審議会)

- 第33条 この条例による公文書公開制度、個人情報保護条例による個人情報第33条 この条例による公文書公開制度、個人情報保護条例による個人情報 保護制度、川崎市審議会等の会議の公開に関する条例(平成11年川崎市条 保護制度、川崎市審議会等の会議の公開に関する条例(平成11年川崎市条 例第2号。以下「会議公開条例」という。)による審議会等の会議の公開 例第2号。以下「会議公開条例」という。)による審議会等の会議の公開 制度その他情報公開制度の適正かつ円滑な運営を統合的に推進するため、 川崎市情報公開運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。
 - |2 審議会は、前項の目的を達成するため、次の事項を行う。
 - (1) 公文書公開制度の運営に関する重要事項について、実施機関の諮問 (1) 公文書公開制度の運営に関する重要事項について、実施機関の諮問 に応じ、調査審議すること。
 - (2) 個人情報保護条例によりその権限に属させられた事項を行うととも に、個人情報保護制度の運営に関する重要事項について、実施機関の諮 問に応じ、調査審議すること。
 - (3) 会議公開条例第2条に規定する審議会等(以下「審議会等」という。)| (3) 会議公開条例第2条に規定する審議会等(以下「審議会等」という。) の会議の公開制度の運営に関する重要事項について、審議会等が設置さ れている市長その他の執行機関の諮問に応じ、調査審議すること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、情報公開制度の運営に関する重要事項 (4) 前3号に掲げるもののほか、情報公開制度の運営に関する重要事項 について、実施機関の諮問に応じ、調査審議すること。
 - (6) 市長に対し、情報公開制度の適正かつ円滑な運営に関し、必要な意 (5) 市長に対し、情報公開制度の適正かつ円滑な運営に関し、必要な意

	改正後		改正前
	見を述べること。		見を述べること。
3	審議会は、委員 <u>16人</u> 以内をもって組織する。	3	審議会は、委員15人以内をもって組織する。
4	委員は、市民及び学識経験者のうちから、市長が委嘱する。	4	委員は、市民及び学識経験者のうちから、市長が委嘱する。
5	審議会は、必要があると認めるときは、小委員会を置くことができる。	5	審議会は、必要があると認めるときは、小委員会を置くことができる。
6	第25条第4項から第6項までの規定は審議会の委員について、前条の規	6	第25条第4項から第6項までの規定は審議会の委員について、前条の規
	定は審議会の組織及び運営に関し必要な事項について準用する。	Ź	定は審議会の組織及び運営に関し必要な事項について準用する。